

第24回期 第24回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年6月16日(木) 午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (〃)	我妻 秀雄
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山白石)	生田目重好
同 (〃)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重
同 (中根松)	市川 喜一

4 欠席委員(委員1人)

推 進 委 員 (簗輪・袖山) 小針 弘之

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の計画に対する決定について

1件

議案第49号 現況確認証明申請書に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 生田目 源寿

主 事 小松 将広

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。</p> <p>それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第24回浅川町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>昨日、气象台から東北地方が梅雨入りしたと思われると発表されました。昨年より4日早く、南部は3日遅いということです。鬱陶しい日が続きます。</p> <p>長雨が続き日照不足による農作物の生育に、低温により障害不稔などが心配されるところです。皆様におかれましては、十分に管理等には気を付けていただきたいと思ひます。</p> <p>コロナ感染者も随分と減っては来ていますが、今まで通り三密を守りながら、委員活動していただきたいと思ひます。</p> <p>本日の提出議案は4件です。皆さまには慎重かつ円滑なご審議を賜りますよう宜しく申し上げ、挨拶といたします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第11回浅川町農業委員会総会は成立しました。</p> <p>なお、推進委員の出席は11名中10名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、7番、薄井良男委員、8番、鈴木勝志委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事日程第3、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案の審議に入る前に、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定については、八旗正紀委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議</p>

	<p>案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(八旗正紀委員退室)</p>
会 長	<p>議案第46号①について、染地区推進委員、岡部多重委員の調査報告および意見を求めます。</p>
岡部委員	<p>はい。染地区担当の推進委員、岡部多重です。</p> <p>議案第46号、農地法第3条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、染、八旗正紀さん、以下記載のとおりです。6月10日、午前8時30分より、譲受人、八旗正紀さん宅において調査してまいりました。*****さんは、親の代から50年近く八旗正紀に作付けをしてもらっていたため、土地を引渡し耕作してもらうことになりました。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であると思っておりますので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のため贈与を受けるということで申請がありました。八旗正紀さんは皆さま承知の通り認定農業者であり、人・農地プランでも染地区の担い手として名前があげられております。</p> <p>申請地につきましては、長年、八旗さんが利用権を設定し耕作していた土地であり、取得後も引き続き耕作する予定です。</p> <p>また、所有する農地についても、遊休農地と評価されている土地もなく、農業従事日数、大農機具数等を確認しても十分農業に従事できる環境です。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第46号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第46号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第46号、農地法第3条①は許可決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、八旗正紀委員に対する議事参与制限を解除します。</p>

	(八旗正紀委員着席)
会長	<p>八旗正紀委員に報告します。議案第46号、農地法第3条①は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	【議案朗読】
会長	議案第47号①について、小貫・太田輪地区推進委員の近藤近委員の調査報告及び意見を求めます。
近藤委員	<p>はい。小貫・太田輪地区担当の推進委員、近藤近です。</p> <p>議案第47号、農地法第4条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>申請人、小貫字新屋敷5番地、****さん、以下記載のとおりです。6月12日、午前9時より、地区副担当の薄井良男委員及び申請人の立会いのもと、現地調査してまいりました。****さんは、自己所有する土地を転用し、新住宅を建てたいとのことです。調査事項であります、調査事項であります一般基準の第1項から10項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>申請に至った理由ですが、現在居住んでいる住宅が老朽化のため、現住宅を取壊し、建て直したいとのことです。</p> <p>また、本件は顛末案件となります。現住宅は申請地の北側にあり、昭和47年に申請人である****さんの祖父が建築した住宅で、農地転用許可を受けていない土地に存在しています。申請者も生まれてから住んでいたため農地という認識がなく、今回の転用申請を期に、今後は法令を順守していく旨の誓約書も提出されており、取り壊した後は農地に復元するとのことです。</p> <p>立地基準となる農地の区分につきましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接統事業に該当するもので転用は可能と判断しました。第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われまます。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、農家住宅敷地であり適当であると思われまます。転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を</p>

	<p>有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は申請人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和4年12月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合、これらの処分がなされなかったこと、又は見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築確認申請が許可見込みとなっているため該当しません。申請に係る農地の面積が事業目的からみて適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、住宅敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、農家住宅が目的ですので該当しません。転用が周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、本申請地は一団の農地の端にあり農地の分断等はないため該当しません。なお、汚水は合併浄化槽により処理し道路側溝に放流、雨水は道路側溝へ排出及び敷地内に自然浸透させる計画となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第47号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第47号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第47号、農地法第4条①は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の*****さんは認定農業者であり、人・農地プランでも福貴作地区の担い手として名前があげられております。設定人は福貴作地内に田んぼを所有する我妻安徳さんです。*****さんは、農業経営改善計画にて、専業農家として水稲及び飼料作物を中心に規模を拡大して経営する計画を立てております。</p> <p>また、農地等の利用の最適化の推進に向けた、担い手への集積・集約化となる利用権設定と考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p>

	<p>1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</p> <p>2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</p> <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>
<p>会 長 我妻委員</p>	<p>この集積計画に対して、福貴作地区推進委員、我妻秀雄委員の意見を求めます。</p> <p>はい。福貴作地区担当の我妻秀雄です。</p> <p>只今、議案について意見を申し上げます。今回の農地利用集積計画は、今年2月の本総会におきまして、飼料作物に対しての利用権設定が決定された借受人、*****さんの追加案件となります。事務局からも説明がありました通り、今回集積計画は問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条①については許可決定いたしました。</p> <p>次に、議案第49号、現況確認証明申請書に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>皆さまのお手元に要領様式第2号、現況確認証明確認書というものをお配りしておりますが、地区担当委員2名と事務局で現地を確認してまいりました。その結果ですが、調査日時は中ほどにありますように、令和4年6月10日金曜日午前9時半から申請人、*****さん、土地利用者、*****さん、立会いのもと現地確認をしてきました。申請地は農振区域でございます。現況判断は非農地ということでございます。判断理由といたしましては、申請地は農地法施行以前である昭和27年10月20日から*****家の住宅敷地として使用しており、昭和22年の航空写真及び法務局にて閉鎖登記簿の確認を行い、建物が存在してい</p>

	<p>たことが確認できました。</p> <p>また、現在は存在しておりませんが、申請地付近には直径1 mものケヤキの木があり農地として利用できる状況ではなかったと思われます</p> <p>なお、平成7年に道路用地として町に買収され、現在の1.94㎡という狭小地となっております。</p> <p>以上のことから、復元したとしても農地として活用方法がないため、非農地と判断しました。</p> <p>この申請に基づきまして地区担当委員と事務局で確認した結果、申請に対して非農地であるということを証明するというものです。よろしくご審議いただきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第49号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第49号、現況確認証明申請書に対する意見決定について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない非農地と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第49号、現況確認証明申請書に対する意見決定については、非農地であると決定いたします。</p> <p>次にその他に入ります。令和5年農業施策に関する要望事項の検討について、事務局より説明をお願いします。</p>
小松主事	<p>説明申し上げます。</p> <p>福島県農業会議より、4月25日付け、農業委員会会長宛にて令和5年度の農業施策に関する要望の検討依頼が来ており、先日議案書と一緒に送付させていただいておりました。</p> <p>資料を事前に送付してございますが、今一度、目をとおしていただき、何か要望やご意見等ございましたら発言をお願いします。この場で検討していただき浅川町農業委員会としての要望として取りまとめたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>事務局より説明がありましたが、少々時間を取りますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>それではどうでしょうか。皆さんから令和4年度の農業施策について要望やご意見等ございますか。</p>

会 長	<p>特にないようであれば、浅川町農業委員会としては要望や意見はなしということで、農業会議に報告することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>それではそのように決定いたします。</p> <p>次にその他に入ります。皆さんから何かありませんか。</p>
会 長 小松主事	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p> <p>次回総会は7月13日(水)午後1時30分予定です。</p> <p>また、総会後に第1回関連団体との関係会議がございます。予定は2時半開始となりますので、引き続き出席をお願いします。以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第24回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)